

事例

- フリマアプリでブランドの服を購入したが、届いた商品は**明らかに偽物**だった。
- 出品者に「偽物だったので返金して欲しい」と伝えたが、本物だと言い張り応じてくれない。
- アプリの運営会社に相談すると「**自分たちで解決するように**」と言われた。



写真と全然違う…



フリマアプリ

ネット上でフリーマーケットのように個人間で売買ができるアプリ。格安で商品が手に入ることがあるほか、手軽に不用品を販売できることから、生前整理など高齢者でも利用する人が増えている。

アドバイス

● **トラブルは当事者間で解決！**

フリマアプリでの売買は、基本的に**個人間の取引**です。多くのフリマアプリの利用規約では、**トラブルが発生した場合は当事者間で解決するよう**求められています。利用する前に、**必ず利用規約を読み、サービスの仕組みやルールを確認**しましょう。

取引は慎重に！



消費生活センターでは個人間取引の相手方と交渉することはできませんが、フリマアプリの運営会社に協力依頼をすることが可能な場合もあります。困ったときは**消費者ホットライン188**に相談してください。

◆ご相談は…

消費生活センター 局番なし ☎ **188** (お近くの消費生活センターにつながります)

2020年1月発行

青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (平日9:00~17:30 土・日・祝日10時~16時 (年末年始休み))

いやや



青森県消費生活センター
マスコットキャラクター
テルミちゃん
(消費者教育推進大使)
TEL: Me